

岐阜聖徳学園大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程

一部改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、岐阜聖徳学園大学（以下「本学」という。）の教職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この規程において「教職員」とは、本学に所属する専任及び非常勤の教育職員並びに事務職員、派遣職員、委託契約職員をいう。

3 この規則において「部局」とは、教育学部、経済情報学部、看護学部、人文学部、短期大学部、国際文化研究科、経済情報研究科、図書館、宗教部、教務部、学生部、就職部、入学広報部、国際交流部、学生支援センター、事務局をいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱いの基本的な考え方)

第3条 この規程において、「不当な差別的取扱い」とは、障害のある学生に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害のない学生に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害のある学生の権利利益を侵害することをいう。なお、障害のある学生の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

(合理的配慮の基本的な考え方)

第4条 この規程において、「合理的配慮」とは、障害のある学生が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、均衡をかいだ又は過重な負担を課さないことをいう。

(合理的配慮の提供)

第5条 教職員は、障害のある学生及びその保護者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある学生の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供に努めなければならない。

2 教職員は、障害のある学生に提供する合理的配慮について、障害のある学生の修学支援の要望

に基づき、大学の関係部局が緊密に連携・協力して個別対応をおこなうことに努めなければならない。

3 教職員は、合理的配慮が障害者と教職員との相互理解の中で提供されるべき性質のものであることを理解しなければならない。

(最高統括責任者)

第6条 本学に、障害者差別解消の推進について、本学を統括し、最終責任を負うものとして最高統括責任者を置き、学長をもって充てる。

(統括責任者)

第7条 本学に、障害者差別解消の推進について最高統括責任者を補佐するものとして統括責任者を置き、副学長をもって充てる。

(部局統括責任者)

第8条 部局に、当該部局の業務における障害者差別解消の推進について、当該部局を統括するものとして部局統括責任者を置き、部局の長をもって充てる。

(相談体制の整備)

第9条 大学は、障害のある学生、その家族及びその他の関係者からの合理的配慮に関する相談に的確に応じるための相談窓口を、学生支援センターとする。

(紛争の防止等に対する体制の整備)

第10条 本学は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図るための合理的配慮検討委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとし、学長が指名する2名の教育職員及び2名の事務職員、計4名をもって組織する。

2 委員会に、委員の互選による委員長を置く。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

5 委員長が必要と認めたときは、臨時の委員（学外者を含む。）を指名することができる。

6 委員会の事務は、関係部局の協力を得て、学生支援センターが行う。

(研修及び啓発)

第11条 大学は、教職員に対し、障害を理由とする差別の解消と障害特性等の理解と対応について、必要な研修・啓発を行うものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学生支援センター運営委員会の議を経て、評議会で決定する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 外国語学部外国語学科を廃止するまでの間は、人文学部が外国語学部を兼ねるものとする。

スカラシップ（入学者選抜制度を活用した奨学金）規程

一部改正 令和7年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、入学者選抜において優れた成績を修めた者に対して、入学後の修学を奨励するために奨学金（以下「スカラシップ」という。）を給付することを目的とし、スカラシップに関する必要事項を次のとおり定める。

（対象）

第2条 スカラシップは、本学が実施する入学者選抜で入学する者を対象とする。

（給付及び時期）

第3条 給付額は、原則として大学学納金等納入規程第2条に定める授業料等（授業料、教育充実費及び実習費）の範囲内とする。

2 前期・後期の学納金納付時に減免（授業料等の全額を減免、授業料の全額又は半額を減免）する方法にて給付する。

（スカラシップ給付学生の数等）

第4条 スカラシップ給付学生の学部別採用人数は、全学入学者選抜委員会で決定する。

2 スカラシップ対象者が入学を辞退した場合の追加補充はしない。

（給付期間）

第5条 給付期間は当該年度から4年間とする（留学期間を除く）。入学後の学部内成績（累計GPA）順位が学年の上位3分の1以内を維持できない場合は、次年度以降の給付を打ち切ることがある。ただし、成績が回復した場合は給付を再開する。

（選考方法）

第6条 スカラシップ給付学生の選考は次のとおり行う。

（1）選考は当該学部入学者選抜委員会で審査を行い、当該学部教授会の議を経て学長が決定する。

（2）選考結果は、合否通知と同時に本人及び保護者にその旨を通知する。

（継続及び再開手続き）

第7条 スカラシップの給付継続及び成績の回復に伴う再開を希望する学生は、次の書類を所定の期日までに当該学生課に提出する。なお、次年度当初から休学する場合であっても、継続に関する書類の提出を求め、継続の可否を判断するものとする。

（1）スカラシップ給付継続（再開・復活）申請書

（2）成績証明書

（継続及び再開審査方法）

第8条 スカラシップの給付継続及び再開審査については、次のとおり行う。

（1）当該学部学生委員会がスカラシップの給付継続（再開・復活）申請書及び成績証明書の提出を受け、最短修業年限で卒業できることを原則として、学業成績をもとに給付継続及び再開について審査し、当該教授会の議を経て学長が決定する。

（2）審査結果は、該当する学生及び保護者にその旨を通知する。

（資格の停止）

第9条 スカラシップ給付学生は、休学した場合、その資格を停止する。

2 資格停止の結果は、該当する学生及び保護者にその旨を通知する。

(資格の復活の手続き)

第10条 スカラシップ給付学生は、休学により資格が停止し、復活を希望する場合、原則として復学の2か月前までに、次の書類を当該学生課へ提出する。

(1) スカラシップ給付継続(再開・復活)申請書

(資格の復活審査方法)

第11条 スカラシップ給付学生の資格復活審査は、次のとおり行う。

(1) 当該学部学生委員会がスカラシップ給付学生の給付継続(再開・復活)申請書の提出を受け、資格停止の直前期の学部内成績(累計GPA)を、第5条に定める基準に基づき審査し、当該教授会の議を経て、学長が復活を決定する。

(2) 資格の復活期は申請書提出の直後の期からとする。

(3) 審査結果は、該当する学生及び保護者にその旨を通知する。

(資格の喪失)

第12条 スカラシップ給付学生は、次の各号に該当した場合、その資格を喪失する。

(1) 学則第26条による退学

(2) 学則第34条による除籍

(3) 学則第42条に該当する行為があったとき

2 資格を喪失した場合は、該当する学生及び保護者にその旨を通知する。

(給付金の返還)

第13条 前条第1項第3号により資格を喪失した場合は、その年度に給付された給付金の全額を返還しなければならない。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、全学学生委員会の議を経て、評議会において行う。ただし、給付総額の改定については、理事会で決定する。

(幹事)

第15条 スカラシップ給付学生の入学前に関する事務は、入学広報課が担当し、入学後に関する事務は羽島学生課・岐阜学生課が担当する。

附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年9月1日から施行する。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和4年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する

Yawaragi奨学金規程

一部改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、岐阜聖徳学園大学（短期大学部を含む。）の教育方針を理解し、学習意欲のある者に対して、入学後の修学を奨励するために奨学金（以下「Yawaragi奨学金」という。）を給付することを目的とし、Yawaragi奨学金に関する必要事項を次のとおり定める。

(対象)

第2条 Yawaragi奨学金は、本学が実施する総合型選抜Yawaragi方式において、Yawaragi合格者として入学する者を対象とする。

(給付及び時期)

第3条 給付額は、原則として授業料の範囲内とする。

2 前期・後期の学納金納付時に減免（授業料の半額を減免）する方法にて給付する。

(Yawaragi奨学金給付学生の数等)

第4条 Yawaragi奨学金給付学生の学部別採用人数は、全学入学者選抜委員会で決定する。

2 Yawaragi奨学金対象者が入学を辞退した場合の追加補充はしない。

(給付期間)

第5条 給付期間は、最短修業年限とする（留学期間を除く）。ただし、入学後の学部内成績（累計GPA）順位が学年の上位4分の3以内を維持できない場合や、各学部の卒業要件を維持できない場合は、次年度以降の給付を打ち切ることがある。また、打ち切られた後に、成績が向上した場合であっても資格が復活することはない。

(選考方法)

第6条 Yawaragi奨学金給付学生の選考は、次のとおり行う。

(1) 選考は当該学部入学者選抜委員会で審査を行い、当該学部教授会の議を経て学長が決定する。

(2) 選考結果は、合否通知と同時に本人及び保護者にその旨を通知する。

(継続審査手続き)

第7条 Yawaragi奨学金の給付継続を希望する学生は、次の書類を所定の期日までに当該学生課に提出する。なお、次年度当初から休学する場合であっても、継続に関する書類の提出を求め、継続の可否を判断するものとする。

(1) Yawaragi奨学金給付継続（復活）申請書

(2) 成績証明書

(継続審査方法)

第8条 Yawaragi奨学金の給付継続審査は、次のとおり行う。

(1) 当該学部学生委員会がYawaragi奨学金の給付継続（復活）申請書及び成績証明書の提出を受け、最短修業年限で卒業できることを原則として、第5条に定める基準に基づき、給付継続について審査し、当該教授会の議を経て、学長が決定する。

(2) 審査結果は、該当する学生及び保護者にその旨を通知する。

(資格の停止)

第9条 Yawaragi奨学金給付学生は、休学した場合、その資格を停止する。

2 資格停止の結果は、該当する学生及び保護者にその旨を通知する。

(資格の復活手続き)

第10条 Yawaragi入試奨学金給付学生は、休学により資格が停止し、復活を希望する場合、原則として復学の2か月前までに、次の書類を当該学生課へ提出する。

(1) Yawaragi入試奨学金給付継続(復活)申請書

(資格の復活審査方法)

第11条 Yawaragi入試奨学金の資格復活審査は、次のとおり行う。

(1) 当該学部学生委員会がYawaragi入試奨学金の給付継続(復活)申請書の提出を受け、資格停止の直前期の学部内成績(累計GPA)を、第5条に定める基準に基づき審査し、当該教授会の議を経て、学長が復活を決定する。

(2) 資格の復活期は申請書提出の直後の期からとする。

(3) 審査結果は、該当する学生及び保護者にその旨を通知する。

(資格の喪失)

第12条 Yawaragi奨学金給付学生は、次の各号に該当した場合、その資格を喪失する。

(1) 学則第26条による退学

(2) 学則第34条による除籍

(3) 学則第42条に該当する行為があったとき

2 資格を喪失した場合は、該当する学生及び保護者にその旨を通知する。

(給付金の返還)

第13条 前条第1項第3号により資格を喪失した場合は、その年度に給付された給付金の全額を返還しなければならない。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、全学学生委員会の議を経て、評議会において行う。ただし、給付総額の改定については、理事会で決定する。

(幹事)

第15条 Yawaragi奨学金給付学生の入学前に関する事務は、入学広報課が担当し、入学後に関する事務は、羽島学生課・岐阜学生課が担当する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 第7条及び第8条については、平成31年4月1日入学の学生から適用する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

岐阜聖徳学園大学課外活動奨励奨学金規程

一部改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、課外活動（スポーツ・文化活動）において特に顕著な成績を修め、かつ人物として優れた学生に対して修学を奨励するために課外活動奨励奨学金（以下「奨学金」という。）を給付することを目的とし、奨学金に関する必要事項を次のとおり定める。

(対象)

第2条 奨学金は、入学前の課外活動（スポーツ・文化活動）において優れた才能を発揮し、本学入学後にその能力・技術の向上及び勉学を両立させる者を受給対象者とする。

なお、入学後、特に顕著な成績を修めた学生を奨学生として選考することができる。

(給付及び時期)

第3条 奨学金の総額については、理事長の承認を得るものとする。

2 奨学生への給付額は、原則として大学学納金等納入規程第2条に定める授業料等（授業料、教育充実費及び実習費）の範囲内とする。

3 前期・後期の学納金納付時に減免（授業料等の全額又は半額を減免、授業料の全額又は半額を減免）する方法にて給付する。

(奨学生の数)

第4条 奨学生数は、別に定める。

(給付期間)

第5条 奨学金の給付期間は、入学した年度から4年間（休学期間を除く。）とする。ただし、奨学金の継続については、1年ごとに審査を行い決定する。

(選考)

第6条 奨学生の選考基準は別に定める。

2 奨学生の選考は、提出書類をもとに全学学生委員会において審査し、学長が決定する。

3 奨学生を決定したときは、本人及び保護者にその旨を通知する。

(提出書類)

第7条 奨学生として採用された学生は、入学後所定の誓約書等を速やかに提出しなければならない。

(給付の継続)

第8条 奨学生の継続審査基準は別に定める。

2 奨学金の給付は、次の各号による継続審査を1年ごとに行い、審査の結果、給付を停止することがある。

(1) 過年度の課外活動状況

(2) 過年度の単位修得状況

(3) その他、全学学生委員会が必要と認めた事項

(資格の停止)

第9条 奨学生は、休学した場合、その資格を停止する。

2 資格停止の結果は、該当する学生及び保護者にその旨を通知する。

(資格の復活の手続き)

第10条 課外活動奨励奨学生は、休学により資格が停止し、復活を希望する場合、原則として復学の2か月前までに、次の書類を当該学生課へ提出する。

- (1) 岐阜聖徳学園大学課外活動奨励奨学金申請書(継続)様式2
- (2) 所属(部)の部長又は監督の推薦書(本学)様式5

(資格の復活審査方法)

第11条 課外活動奨励奨学生の資格復活審査は、次のとおり行う。

- (1) 全学学生委員会が課外活動奨励奨学金給付学生の申請書の提出を受け、所属(部)の部長又は監督の推薦書を精査し、別途定める基準に基づき、審査し、当該教授会の議を経て、学長が資格の復活を決定する。
- (2) 資格の復活期は申請書提出の直後の期からとする。
- (3) 審査結果は、該当する学生及び保護者にその旨を通知する。

(資格の喪失)

第12条 奨学生は次の各号に該当した場合、その資格を喪失する。

- (1) 学則第26条による退学
- (2) 学則第34条による除籍
- (3) 学則第42条に該当する行為があったとき
- (4) 当該活動を停止したとき

2 資格を喪失した場合は、該当する学生及び保護者にその旨を通知する。

(奨学金の返還)

第13条 前条第1項第3号により資格を喪失した場合は、その年度に給付された給付金の全額を返還しなければならない。

(認定)

第14条 第9条から前条に係る審議は、全学学生委員会において行い、当該学生の所属する学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(奨学金の併給)

第15条 本学の支給する他の奨学金との併給は原則として認めない。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、全学学生委員会の議を経て、評議会において行う。

(幹事)

第17条 奨学生に関する事務は、羽島学生課・岐阜学生課が担当する。

附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年9月1日から施行する。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

岐阜聖徳学園大学 課外活動奨励奨学金の奨学生選考に関する基準

一部改正 令和3年4月1日

岐阜聖徳学園大学における課外活動奨励奨学金奨学生の選考等に当たっては、この基準の定めるところによる。

1. 選考方法

提出された書類に基づき審査を行うものとする。

2. 提出書類

本奨学金を申請する者は、下記の①から④の書類を学生課へ提出する。

①岐阜聖徳学園大学課外活動奨励奨学金申請書 様式1

②所属先（部）の部長又は監督の推薦書（高校）様式3

③成績証明書

④受入先（部）の部長又は監督の推薦書（本学）様式4

3. 選考基準

書類審査の選考基準については次のとおりとする。

（1）活動内容

ア. スポーツ活動

全国レベルの競技会等において、優秀な成績もしくはそれに準じた成績を挙げた者又は今後の活躍が期待できる者

イ. 文化活動

全国レベルの課外活動において、優秀な成績もしくはそれに準じた成績を挙げた者又は今後の活躍が期待できる者

（2）学業成績

修学に十分と認められる能力及び資質を備えている者

4. 奨学生決定までの手順

1 回目の申請受付

総合型選抜自己推薦方式（後期日程）及び学校推薦選抜高校推薦方式（後期日程）受付終了時までに関係書類の提出を受けて、12月の全学学生委員会で審査し、学長決裁を経て結果通知を行う。

2 回目の申請受付

一般選抜C日程受付終了時までに関係書類の提出を受けて、3月の全学学生委員会で審査し、学長決裁を経て結果通知を行う。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から実施する。

岐阜聖徳学園大学 課外活動奨励奨学金の継続審査に関する基準

一部改正 令和3年4月1日

1. 選考方法

提出された書類に基づき書類審査を行うものとする。必要に応じ面接審査を行う。追加採用する場合は、別に定める規程「岐阜聖徳学園大学課外活動奨励奨学金規程」に基づき別途審査する。

2. 提出書類

本奨学金を申請する者は、下記①から④の書類を学生課へ提出する。

①岐阜聖徳学園大学課外活動奨励奨学金申請書 様式2

②所属（部）の部長又は監督の推薦書（本学）様式5

③競技成績等を証明する書類

④学業成績・単位修得証明書

3. 選考基準

書類審査の選考基準については次のとおりとする。

（1）活動内容審査について

ア. スポーツ活動

全国レベルの競技会等において、優秀な成績もしくはそれに準じた成績を挙げた者又は活動を通して岐阜聖徳学園大学の発展に資することができる者。

イ. 文化活動

全国レベルの課外活動において、優秀な成績もしくはそれに準じた成績を挙げた者又は活動を通して岐阜聖徳学園大学の発展に資することができる者。

（2）学業成績審査について

最短修業年限で卒業できることを原則とし、各学部の卒業要件に準じたものとする。

4. 面接審査について

面接審査は必要に応じて開くこととする。

課外活動、学業ともに積極的に取り組む強い意志等を確認する。

5. 奨学生決定までの手順

2月末までに関係書類の提出を受け、3月に行う全学学生委員会で審査し、学長決裁を得て結果通知を行う。

附 則

この基準は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から実施する。

学生外国留学奨学金規程

一部改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は岐阜聖徳学園大学（以下「本学」という。）学生外国留学規程第11条に基づき、学生外国留学奨学金に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 学生外国留学奨学金は、学生外国留學生規程に基づき、留学する者を対象とする。

(給付及び時期)

第3条 給付額は、次のとおりとする。

- (1) 交換留学 留学先大学の授業料及び国内から留学先までの往復航空運賃相当額とする。往復航空運賃相当額は、原則として実費（エコノミークラス運賃）とするが、適正と認められる金額に減額することがある。なお、航空券発行手数料及び取扱手数料に類する金額を含むものとする。
- (2) 派遣留学 留学期間中、本学に納入する授業料とし、前期・後期の学納金納付時に減免する方法にて給付する。なお、航空運賃の一部を助成することがある。
- (3) 認定留学 留学期間中、本学に納入する授業料とし、前期・後期の学納金納付時に減免する方法にて給付する。

2 奨学金の給付は、当初許可を受けた留学期間限りとする。

(学生外国留学奨学金給付学生の人数等)

第4条 学生外国留学奨学金給付学生（以下「奨学生」という。）の人数は、次のとおりとする。

- (1) 交換留学 本学と外国の大学との学生交換に関する協定に定める人数以内とする。
- (2) 派遣留学 全学国際交流委員会で審査し、当該学部教授会の議を経て学長が決定する。
- (3) 認定留学 全学国際交流委員会で審査し、当該学部教授会の議を経て学長が決定する。

(手続き)

第5条 奨学金を希望する者は、留学出願の手続きと同時に奨学生願書を国際交流課に提出する。

(選考)

第6条 奨学生の選考は、全学国際交流委員会で審査し、当該学部教授会の議を経て学長が決定する。

2 奨学生を決定したときは、学生及び保証人にその旨を通知する。

(奨学金の返還)

第7条 奨学生が、学生外国留学規程第12条に該当し留学が取り消されたときは、奨学金を全額返還しなければならない。

2 留学期間を終了した奨学生に学則第42条に該当する行為があったと認められる場合は、奨学金を全額返還しなければならないことがある。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、全学国際交流委員会の議を経て評議会で決定する。

(幹事)

第9条 奨学生の事務は、国際交流課が担当する。

附 則

- 1 この規程は平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日をもって派遣留学奨学生規程（平成3年10月16日施行）は廃止する。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

修学支援奨学金規程

一部改正 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、岐阜聖徳学園大学（短期大学部を含む。以下「本学」という。）在学中に学生の家計支持者が死亡した場合、修学の援助をするために修学支援奨学金（以下「奨学金」という。）を給付することを目的とし、奨学金に関する必要事項を次のとおり定める。

(対象)

第2条 奨学金は、本学に在学中の学生を対象とする。

(申請方法)

第3条 奨学金を希望する者は、次の書類を添えて学長に申請する。

- (1) 修学支援奨学金申請書
- (2) 主たる家計支持者の死亡を証明する書類

(選考方法)

第4条 奨学生は、学部学生委員会で審査し、学部教授会の議を経て、学長がこれを決定する。
2 奨学生を決定したときは、その旨を当該学生及び保護者に通知する。

(給付額・給付期間)

第5条 奨学生には、その事由発生の翌月から月額20,000円を通常の卒業年度まで給付する。

(資格の停止)

第6条 奨学生は、休学した場合、その資格を停止する。

(資格の喪失)

第7条 奨学生が、退学、除籍又は大学学則第42条及び短期大学部学則第42条に該当する行為があったときは、その資格を喪失する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、全学学生委員会の議を経て、評議会において行う。

(幹事)

第9条 奨学生に関する事務は、羽島学生課・岐阜学生課が担当する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日をもって奨学金規程（平成10年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年度対象者の卒業をもって廃止する。
- 2 申請は、令和2年3月31日までとする。

岐阜聖徳学園大学学校推薦型選抜指定校制推薦方式入学者奨学金規程

一部改正 令和6年11月1日

(目的)

第1条 この規程は、学生が岐阜聖徳学園大学（以下「本学」という。）経済情報学部に入学者を奨励するために学校推薦型選抜指定校制推薦方式入学者奨学金（以下「指定校奨学金」という。）を給付することを目的とする。

(対象)

第2条 この規程は、本学経済情報学部へ学校推薦型選抜指定校制推薦方式で入学した学生を対象とする。

(給付額)

第3条 給付額は、300,000円とする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、学部教授会の議を経て評議会で決定する。ただし、給付額の改定については、理事会で決定する。

(幹事)

第5条 指定校奨学金に関する事務は、入学広報課が担当する。

附 則

この規程は、平成17年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

学校推薦型選抜課外活動特別推薦方式入学者奨学金規程

一部改正 令和4年5月1日

(目的)

第1条 この規程は、学生が岐阜聖徳学園大学（以下「本学」という。）に入学することを奨励するために学校推薦型選抜課外活動特別推薦方式入学者奨学金（以下「課外活動奨学金」という。）を給付することを目的とする。

(対象)

第2条 この規程は、本学に学校推薦型選抜課外活動特別推薦方式（前期日程・後期日程）で入学した学生を対象とする。ただし、岐阜聖徳学園高等学校からの入学者に対しては適用しない。

(給付額)

第3条 給付額は、300,000円とする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、全学入学者選抜委員会の議を経て評議会で決定する。ただし、給付額の改定については、理事会で決定する。

(幹事)

第5条 課外活動奨学金に関する事務は、入学広報課が担当する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

特別選抜奨学金規程

一部改正 令和4年9月1日

(目的)

第1条 この規程は、岐阜聖徳学園大学（短期大学部含む。）の外国人正規留学生及び社会人学生に対して、入学後の修学を奨励するために奨学金（以下「特別選抜奨学金」という。）を給付することを目的とし、特別選抜奨学金に関する必要事項を次のとおり定める。

(対象)

第2条 特別選抜奨学金は、本学が実施する特別選抜（岐阜県離職者等訓練選考は除く。）で入学する者を対象とする。

(給付及び給付時期)

第3条 給付額は、年間35万円とする。

2 前期・後期の学納金納付時に減免する方法にて給付する。

(特別選抜奨学金給付学生の数等)

第4条 特別選抜奨学金給付の採用人数は、全学入学者選抜委員会で決定する。

2 特別選抜奨学金対象者が入学を辞退した場合の追加補充はしない。

(給付期間)

第5条 給付期間は、最短修業年限とする（留学期間を除く。）。ただし、卒業・修了要件を維持できない場合は、次年度以降の給付を打ち切ることがある。

(選考方法)

第6条 特別選抜奨学金給付学生の選考は、次のとおり行う。

(1) 選考は当該学部入学者選抜委員会で審査を行い、当該学部教授会の議を経て学長が決定する。

(2) 選考結果は、合否通知と同時に本人及び保護者にその旨を通知する。

(継続審査手続き)

第7条 特別選抜奨学金の給付継続（再開）を希望する学生は、次の書類を所定の期日までに当該学生課に提出する。

(1) 特別選抜奨学金給付継続（再開）申請書

(2) 成績証明書

(継続審査方法)

第8条 特別選抜奨学金の給付継続（再開）審査は、次のとおり行う。

(1) 当該学部学生委員会が特別選抜奨学金の給付継続（再開）申請書及び成績証明書の提出を受け、最短修業年限で卒業できることを原則として、第5条に定める基準に基づき、給付継続（再開）について審査し、当該教授会の議を経て、学長が決定する。

(2) 審査結果は、該当する学生及び保護者にその旨を通知する。

(資格の停止)

第9条 特別選抜奨学金給付学生は、休学した場合、その資格を停止する。

(資格の喪失)

第10条 特別選抜奨学金給付学生は次の各号に該当した場合、その資格を喪失する。

- (1) 学則第26条による退学
 - (2) 学則第34条による除籍
 - (3) 学則第42条に該当する行為があったとき
- (給付金の返還)

第11条 前条3号により資格を喪失した場合は、その年度に給付された給付金の全額を返還しなければならない。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、全学学生委員会の議を経て、評議会において行う。ただし、給付総額の改定については、理事会で決定する。

(幹事)

第13条 特別選抜奨学金の入学前に関する事務は、入学広報課が担当し、入学後に関する事務は、羽島学生課・岐阜学生課が担当する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

短期大学部特別奨学金規程

一部改正 令和4年9月1日

(目的)

第1条 この規程は、岐阜聖徳学園大学短期大学部（以下「本学」という。）に入学する学生に奨学金を給付することにより、本学への入学を推奨することを目的とする。

(対象)

第2条 この規程は、本学幼児教育学科第一部に学校推薦型選抜指定校制推薦方式、学校推薦型選抜系列校特別推薦方式及び一般選抜で入学する者で、受験時点での全体の学習成績の状況が3.5以上の者を対象とする。

(給付額)

第3条 給付額は、別表のとおりとする。なお、奨学金は前期・後期に分けて授業料納付後に給付する。

(給付期間)

第4条 給付期間は、最短修業年限とする。ただし、1年次終了時の累計GPA値が2.0未満の場合は、次年度の給付を打ち切ることがある。

(継続審査手続き)

第5条 学生委員会が第4条に定める基準に基づき、継続について審査し、教授会の議を経て学長が決定する。

(資格の停止)

第6条 特別奨学金の給付を受ける者は、休学した場合、その資格を停止する。

(資格の復活手続き)

第7条 特別奨学金の給付を受ける者は、休学により資格が停止し、復活を希望する場合、復学の2か月前までに、指定の書類を当該学生課へ提出する。

(資格の復活審査方法)

第8条 特別奨学金の資格復活審査は、次のとおり行う。

- (1) 当該学部学生委員会が指定の書類の提出を受け、資格停止の直前期の学部内成績（累計GPA）を、第4条に定める基準に基づき審査し、当該教授会の議を経て、学長が復活を決定する。
- (2) 資格の復活期は申請書提出の直後の期からとする。
- (3) 審査結果は、該当する学生及び保護者にその旨を通知する。

(資格の喪失)

第9条 特別奨学金の給付を受ける者は、次の各号に該当した場合、その資格を喪失する。

- (1) 学則第26条による退学
- (2) 学則第34条による除籍
- (3) 学則第42条に該当する行為があったとき

第10条 前条第3号により資格を喪失した場合は、その年度に給付された給付金の全額を返還しなければならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て評議会で決定する。ただし、給付額の改定については、理事会で決定する。

(幹事)

第12条 特別奨学金に関する事務は、入学前にあつては入学広報課が担当し、入学後は岐阜学生課が担当する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対 象 試 験	全体の学習成績の状況	給 付 金 額
学校推薦型選抜指定校制推薦方式 学校推薦型選抜系列校特別推薦方式	4.5以上	年額20万円
一般選抜A日程 一般選抜B日程	4.0以上4.5未満	年額10万円
一般選抜C日程	3.5以上4.0未満	年額 5万円

日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程

一部改正 平成23年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号。以下「政令」という。）第8条第2項の規定により、岐阜聖徳学園大学（以下「本学」という。）が独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に対し推薦する奨学金の返還免除に係る候補者（以下「候補者」という。）の選考について定めるものとする。

(有資格者)

第2条 候補者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）は、機構の第一種奨学金の貸与を受けている本学の大学院学生のうち、当該年度内に貸与期間が終了する者であって、在学中に特に優れた業績を挙げたものとする。

(所属長への申請)

第3条 有資格者のうち奨学金の返還免除を希望する者は、所定の書類により所属する研究科長に申請するものとする。

(学長への推薦)

第4条 研究科長は、前条の規定により申請のあった者について選考を行い、所定の書類により順位を付して学長に推薦するものとする。

2 前項の選考は、当該学生の在学中における業績を評価することにより行うものとする。

なお、選考方法・基準については、別に定める。

(候補者の決定)

第5条 学長は、研究科長からの推薦に基づき、次条に定める委員会の議を経て、候補者を決定するものとする。

(委員会の設置)

第6条 本学に、候補者の選考を行うため、政令第8条第2項に定める学内選考委員会として、日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 研究科等から推薦された候補者の選考に関する事項
- (2) 評価の項目及び方法に関する事項
- (3) その他候補者の選考に関する事項

2 委員会は、前項の調査審議を行うに当たっては、学生委員会の意見を聴くものとする。

(組織)

第8条 委員会は、委員長、副委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 事務局長
- (3) 各研究科長
- (4) 各研究科より教員1名
- (5) 学生部長

(委員長及び副委員長)

第9条 委員長は学長をもって、副委員長は学長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第10条 第8条第4号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任することができる。

(構成員以外の者の出席)

第11条 委員会は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第12条 候補者の選考に関する事務は、羽島学生課・岐阜学生課が担当する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

推薦候補者選考方法及び選考基準内規

(選考方法)

第1 推薦候補者の選考方法は、次のとおり行うものとする。

- (1) 研究科において、当該研究科の推薦候補者の業績について次条に規定する選考基準および評価方法に基づいて絶対評価を行い、その評点の合計を算出する
- (2) 各研究科は、前号で算出した評点に基づき、博士課程前期又は修士課程及び博士課程後期の別に推薦順位を付すものとし、各研究科長はその結果を速やかに委員会に報告するものとする
- (3) 委員会は、前号の報告内容を審議し、博士課程前期又は修士課程及び博士課程後期の別に推薦候補者の順位を付すものとする
- (4) 学長は委員会の選考結果に基づき、推薦候補者を機構に推薦するものとする

(選考基準)

第2 推薦候補者の選考は、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程第47条第2項の規定に従い、別表1に掲げる評価項目により、総合的に評価するものとする。

(評価方法)

第3 第2に規定する総合的な評価は、別表1に掲げる業績評価の評価得点の合計が大きい者から順に順位付けを行い、当該研究科の推薦限度数の範囲内の者を候補者として推薦するものとする。

別表 1

業績の種類		具体的評価項目	評価点
学位論文その他の研究論文	1	学位論文が特に優れており、研究科委員会等で高い評価を受けた。	30点
	2	特に優れた内容の論文として、学会誌、学術誌に掲載された	20点
	3	学位論文の内容を学会で報告した	10点
大学院設置基準（昭和49年 文部省令第28号）第16条 第2項に定める特定の課題に ついての研究の成果	1	研究成果が特に優れており、研究科委員会等で高い評価を受けた。	10点
著書、データベースその他の 著作物（前2号に掲げるもの を除く）	1	専攻分野に関連した著作物が、社会的に高い評価を受けた。	10点
	2	専攻分野に関連した内容の著作物を刊行した。	5点
授業科目の成績	1	講義、演習等で優の占める割合が9割以上であった。	30点
	2	講義、演習等で優の占める割合が8割以上9割未満であった。	20点
	3	講義、演習等で優の占める割合が7割以上8割未満であった。	10点
研究又は教育に係わる補助業 務の実績	1	ティーチングアシスタント等の補助業務により、学内での教育・研究活動に大きく貢献した。	10点
	2	補助業務により、学外での教育・研究活動に大きく貢献した。	5点

看護学部海外研修奨学金規程

制定 平成29年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、岐阜聖徳学園大学看護学部（以下「学部」という。）の海外研修に参加する学生に対して、研修費の一部を給付することにより、国際的感覚を身に付けた看護師の養成に資することを目的とする。

(対象)

第2条 この規程は、学部に2年以上在学し、かつ卒業に必要な単位数のうち、出発の前年度までに80単位を修得した学生を対象とする。

(給付額及び給付方法)

第3条 給付額は、20万円とする。

2 奨学金は、前期に給付する。

(給付者の数)

第4条 奨学金給付者（以下「給付者」という。）の数は、原則として20名以内とする。

(給付の期間)

第5条 給付の期間は、給付者として採用された当該年度とする。

(提出書類)

第6条 奨学金を希望する者は、次の書類を所定の期日までに国際交流課に提出する。

(1) 願書（様式1）

(2) 成績証明書

(選考方法)

第7条 給付者の選考方法は別に定める。

2 給付者は学部国際交流委員会で推薦し、学部教授会で審議し、学長がこれを決定する。

3 給付者を決定したときは、学生及び保護者にその旨を通知する。

(資格の喪失)

第8条 給付者は次の各号に該当した場合、その資格を喪失する。

(1) 学則第26条による退学

(2) 学則第28条による休学

(3) 学則第34条による除籍

(4) 学則第42条に該当する行為があったとき

(5) 本人の意思により海外研修を中止したとき

(給付金の返還)

第9条 給付者は、前条により資格を喪失した場合は、原則として給付額の全額を返還しなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学部教授会の議を経て決定する。

(幹事)

第11条 給付者に関する事務は、国際交流課が担当する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

被災学生等支援規程

一部改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、岐阜聖徳学園大学（短期大学部を含む。以下「本学という」。）の在学生並びに受験者が、災害及び火災（以下「災害」という。）を受けたときの経済的負担を軽減するために、被災学生支援奨学金制度（以下「奨学金制度」という。）を設け必要事項を定めることを目的とする。

(受験者に対する措置)

第2条 災害救助法適用地の指定を受けた被害地域の受験者には、入学者選抜の検定料（以下「検定料」という。）を免除することがある。

2 奨学金制度により検定料の免除を希望する受験者は、入学願書及び岐阜聖徳学園大学入学者選抜検定料免除申請書（別記様式1）に罹災・被災証明書及び戸籍抄本（以下「証明書」という。）を添えて提出しなければならない。

3 本学の入学者選抜に合格した第1項に規定する受験者には、入学金を免除することがある。

4 奨学金制度により入学金の免除を希望する受験者は、岐阜聖徳学園大学入学金免除申請書（別記様式2）に証明書を添えて提出しなければならない。

(在学生に対する措置)

第3条 災害により重大な被害を受け日常生活に支障をきたしている在学生（入学生を含む）には、予算の範囲内で奨学金を給付することがある。

なお、激甚災害指定もしくはそれに準ずるような場合については別に定める。

(申請方法)

第4条 奨学金の申請方法については別に定める。

(奨学生の決定)

第5条 奨学生の決定については別に定める。

(給付の停止)

第6条 奨学生が、退学・休学・除籍又は大学学則第42条又は短期大学部学則第42条に該当する行為があったときは、学生委員会の議により、給付を停止することがある。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、学生委員会の議を経て評議会で決定する。

(幹事)

第8条 被災学生等支援に関する事務は、羽島学生課・岐阜学生課が担当する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式1

(元号) 年 月 日

岐阜聖徳学園大学長 様

(フリガナ)

受験生氏名 _____ 印

住 所 〒 _____

電 話 番 号 _____

(元号) 年度岐阜聖徳学園大学入学者選抜検定料免除申請書

このことについて、下記のとおり申請いたします。

志望学部	学部	学科	専攻
_____	_____	_____	_____

被災状況（罹災・被災証明書に基づき該当するものに○を付けてください）

1. 家屋の全壊 2. 家屋の半壊 3. 家屋の一部損壊
4. その他の被災（ _____ ）

保証人氏名 _____ 印

住 所 〒 _____

電 話 番 号 _____

※公的機関が発行する「罹災・被災証明書」を添付して申請をしてください。
なお、複数日受験の場合は、申請書と「罹災・被災証明書」をそれぞれの願書に、
コピーでかまいませんので同封してください。

様式 2

(元号) 年 月 日

岐阜聖徳学園大学長 様

(フリガナ)

受験生氏名 _____ 印

住 所 〒 _____

電 話 番 号 _____

(元号) 年度岐阜聖徳学園大学入学金免除申請書

このことについて、下記のとおり申請いたします。

志望学部	学部	学科 課程	専攻
_____	_____	_____	_____

保証人氏名 _____ 印

住 所 〒 _____

電 話 番 号 _____

※公的機関が発行する「罹災・被災証明書」を添付して申請をしてください。

ただし、様式 1 を提出している場合は添付する必要ありません。

様式3

(元号) 年 月 日

岐阜聖徳学園大学長 様

申 請 者

学部

学籍番号

氏 名

被災学生支援奨学金申請書

この度、岐阜聖徳学園大学被災学生支援による特別措置を受けたく、下記の書類を添えて申請いたします。

記

1. 罹災証明書
(公的機関が発行する「罹災・被災証明書」)
2. 戸籍抄本

様式 4

岐阜大第 号
(元号) 年 月 日

申 請 者

学部

学籍番号

氏 名

岐阜聖徳学園大学
学長

被災学生支援奨学金決定通知書

(元号) 年 月 日付けで申請された岐阜聖徳学園大学被災学生支援による
特別措置について審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. (元号) 年度授業料の 円を給付する

修学環境整備支援奨学金規程

制定 令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、岐阜聖徳学園大学（短期大学部を含む。以下「本学」という。）在学中に、学生自身の責に帰さない事由等により、著しく修学環境が損なわれた場合、修学の援助をするために修学環境整備支援奨学金（以下「奨学金」という。）を給付することを目的とし、奨学金に関する必要事項を次のとおり定める。

(対象)

第2条 奨学金は、本学に在学中の学生を対象とする。

(給付の決定)

第3条 給付については、全学学生委員会で審査し、評議会の議を経て、学長が決定する。

2 給付を決定したときは、その旨を当該学生及び保護者に通知する。

3 給付については、理事長の承認を得るものとする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、全学学生委員会の議を経て、評議会において行う。

(幹事)

第5条 奨学生に関する事務は、羽島学生課・岐阜学生課が担当する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

龍谷総合学園入学金等給付規程

制定 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、龍谷総合学園加盟校（岐阜聖徳学園高等学校除く。）から岐阜聖徳学園大学（短期大学部を含む。以下「本学」という。）に入学する学生の入学金等を給付することにより、本学への入学を推奨することを目的とする。

(対象)

第2条 この規程は、本学に入学する龍谷総合学園加盟校の生徒（既卒者を含む。加盟校から継続して入学した場合に限る。）を対象とする。

(給付)

第3条 給付額は、受験したすべての検定料及び入学金とし、入学後に給付する。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、全学入学者選抜委員会の議を経て評議会で決定する。ただし、給付額の改定については、理事会で決定する。

(幹事)

第5条 龍谷総合学園の入学金等給付に関する事務は、入学広報課が担当する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

特別奨学生選抜方式奨学金規程

制定 令和6年10月1日

(目的)

第1条 この規程は、岐阜聖徳学園大学（以下「本学」という。）の教育方針を理解し、学習意欲のある者に対して、入学後の修学を奨励するために奨学金（以下「特別奨学生選抜方式奨学金」という。）を給付することを目的とし、特別奨学生選抜方式奨学金に関する必要事項を次のとおり定める。

(対象)

第2条 特別奨学生選抜方式奨学金は、本学が実施する総合型選抜特別奨学生選抜方式で入学する者を対象とする。

(給付及び時期)

第3条 給付額は、原則として授業料の範囲内とする。

2 前期・後期の学納金納付時に減免する方法にて給付する。

(特別奨学生選抜方式奨学金給付学生の数等)

第4条 特別奨学生選抜方式奨学金給付学生の学部別採用人数は、全学入学者選抜委員会で決定する。

2 特別奨学生選抜方式奨学金対象者が入学を辞退した場合の追加補充はしない。

(給付期間)

第5条 給付期間は、最短修業年限とする（留学期間を除く。）。ただし、入学後の学部内成績（累計GPA）順位が学年の上位3分の1以内を維持できない場合は、次年度以降の給付を打ち切ることがある。ただし、回復した場合は給付を再開する。

(選考方法)

第6条 特別奨学生選抜方式奨学金給付学生の選考は、次のとおり行う。

(1) 選考は当該学部入学者選抜委員会で審査を行い、当該学部教授会の議を経て学長が決定する。

(2) 選考結果は、可否通知と同時に本人及び保護者にその旨を通知する。

(継続及び再開手続き)

第7条 特別奨学生選抜方式奨学金の給付継続及び成績の回復に伴う再開を希望する学生は、次の書類を所定の期日までに当該学生課に提出する。

(1) 特別奨学生選抜方式奨学金給付継続（再開・復活）申請書

(2) 成績証明書

(継続及び再開審査方法)

第8条 特別奨学生選抜方式奨学金の給付継続審査は、次のとおり行う。

(1) 当該学部学生委員会が特別奨学生選抜方式奨学金の給付継続（再開・復活）申請書及び成績証明書の提出を受け、最短修業年限で卒業できることを原則として、第5条に定める基準に基づき、給付継続及び再開について審査し、当該教授会の議を経て、学長が決定する。

(2) 審査結果は、該当する学生及び保護者にその旨を通知する。

(資格の停止)

第9条 特別奨学生選抜方式奨学金給付学生は、休学した場合、その資格を停止する。

(資格の復活手続き)

第10条 特別奨学生選抜方式奨学金給付学生は、休学により資格が停止し、復活を希望する場合、復学の2か月前までに、次の書類を当該学生課へ提出する。

(1) 特別奨学生選抜方式奨学金給付継続(再開・復活)申請書

(資格の復活審査方法)

第11条 特別奨学生選抜方式奨学金の資格復活審査は、次のとおり行う。

(1) 当該学部学生委員会が特別奨学生選抜方式奨学金の給付継続(再開・復活)申請書の提出を受け、資格停止の直前期の学部内成績(累計GPA)を、第5条に定める基準に基づき審査し、当該教授会の議を経て、学長が復活を決定する。

(2) 資格の復活期は申請書提出の直後の期からとする。

(3) 審査結果は、該当する学生及び保護者にその旨を通知する。

(資格の喪失)

第12条 特別奨学生選抜方式奨学金給付学生は、次の各号に該当した場合、その資格を喪失する。

(1) 学則第26条による退学

(2) 学則第34条による除籍

(3) 学則第42条に該当する行為があったとき

(給付金の返還)

第13条 前条3号により資格を喪失した場合は、その年度に給付された給付金の全額を返還しなければならない。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、全学学生委員会の議を経て、評議会において行う。ただし、給付総額の改定については、理事会で決定する。

(幹事)

第15条 特別奨学生選抜方式奨学金給付学生の入学前に関する事務は、入学広報課が担当し、入学後に関する事務は、羽島学生課・岐阜学生課が担当する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

人文学部海外研修奨学金規程

制定 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、岐阜聖徳学園大学人文学部（以下「学部」という。）の海外研修（長期・短期）に参加する学生に対して、研修費の一部を給付することを目的とし、人文学部海外研修奨学金（以下「奨学金」という。）に関する必要事項を次のとおり定める。

(対象)

第2条 この奨学金は、本学に在学する人文学部の学生を対象とする。

(給付額及び給付方法)

第3条 給付額は、別表のとおりとする。

2 奨学金は、採用された当該年度の後期に給付する。

3 奨学金は、海外研修（長期）、海外研修（短期）のそれぞれで1回給付を受けることができる。

(給付者の数)

第4条 奨学金給付者（以下「給付者」という。）の数は、海外研修（長期）、海外研修（短期）ともに原則として20名以内とする。

(給付の期間)

第5条 給付の期間は、給付者として採用された当該年度とする。

(提出書類)

第6条 奨学金を希望する者は、次の書類を所定の期日までに国際交流課に提出する。

(1) 海外研修奨学金願書（様式1）

(選考方法)

第7条 給付者の選考方法は別に定める。

2 給付者は学部国際交流委員会で推薦し、学部教授会で審議し、学長がこれを決定する。

3 給付者を決定したときは、学生及び保護者にその旨を通知する。

(資格の喪失)

第8条 給付者は次の各号に該当した場合、その資格を喪失する。

(1) 学則第26条による退学

(2) 学則第28条による休学

(3) 学則第34条による除籍

(4) 学則第42条に該当する行為があったとき

(5) 本人の意思により海外研修を中止したとき

(給付金の返還)

第9条 給付者は、前条第4号により資格を喪失した場合は、原則として給付額の全額を返還しなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学部教授会の議を経て決定する。

(幹事)

第11条 給付者に関する事務は、国際交流課が担当する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

種類	内容	給付額
海外研修（長期）	派遣留学又は認定留学	一律 20 万円
海外研修（短期）	海外研修入門プログラム	上限 20 万円
	活動中心プログラム	
	SDGs プログラム	
	異文化理解プログラム	
	日本語教育研修プログラム	

人文学部成績優秀者奨学金規程

制定 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学業・人物ともに優秀な学生に修学を奨励するために、人文学部成績優秀者奨学金（以下「奨学金」という。）を人文学部奨学金奨学生（以下「奨学生」という。）に給付することを目的とし、奨学金に関する必要事項を次のとおり定める。

(対象)

第2条 この規程は、岐阜聖徳学園大学（以下「本学」という。）人文学部に在学中の学生を対象とする。

(奨学生の数)

第3条 奨学生数は、原則として1学年20名以内とし、1年生は除くものとする。

(給付額及び給付の時期)

第4条 給付額は、次のとおりとする。

- (1) 成績順位 1位～10位 各学年10名（1年生は除く） 20万円
- 11位～20位 各学年10名（1年生は除く） 10万円

2 給付金は、2～4年次の5月末日に支給する。

(給付の期間)

第5条 給付は、奨学生として採用された当該年度とする。

(選考方法)

第6条 奨学生の選考は前年度の成績等を基に、総合的に行う。

- 2 奨学生は学部学生委員会で推薦し、学部教授会で審議し、学長がこれを決定する。
- 3 奨学生を決定したときは、学生及び保護者にその旨を通知する。

(資格の喪失)

第7条 奨学生は次の各号に該当した場合、その資格を喪失する。

- (1) 学則第26条による退学
- (2) 学則第28条による休学
- (3) 学則第34条による除籍
- (4) 学則第42条に該当する行為があったとき

(給付金の返還)

第8条 奨学生は、前条第4号により資格を喪失した場合は、原則として給付金の全額を返還しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学部学生委員会の議を経て決定する。

(幹事)

第10条 奨学生に関する事務は、岐阜学生課が担当する。

附 則

この規程は令和7年4月1日から施行する。

人文学部フィールドワーク奨学金規程

令和8年4月1日施行

(目的)

第1条 この規程は、人文学部人文学部の学生に対して、学外演習などのフィールドワークを支援するために奨学金（以下「奨学金」という。）を給付することを目的とし、奨学金に関する必要事項を次のとおり定める。

(対象)

第2条 奨学金は、本学人文学部日本語日本文化専攻・歴史地理専攻の3・4年生を対象とする。

(給付及び時期)

第3条 給付額は、年間5万円とする。

2 奨学金はフィールドワークを行った後に給付する。

3 奨学金の給付は2回を上限とする。

(給付学生の数等)

第4条 奨学金給付者（以下「給付者」という。）の人数は、原則として日本語日本文化専攻と歴史地理専攻の募集人員数を基準とする。ただし、給付者が募集人員を超える場合は、給付者数に合わせるものとする。

(給付期間)

第5条 給付期間は、3年次と4年次の2年間とする。

(選考方法)

第6条 給付者の選考は、1回目の給付の選考については「卒業研究Ⅰ」を履修していることを条件とし、2回目の給付の選考については「卒業研究Ⅱ・Ⅲ」を履修していることを条件とする。

(給付者の報告義務)

第7条 給付者は、毎年度所定の期日までにフィールドワークを通して学修した内容や活動の状況に関する報告書を提出しなければならない。

(資格の停止)

第8条 給付者は、休学した場合、その資格を停止する。

(資格の喪失)

第9条 給付者は次の各号に該当した場合、その資格を喪失する。

- (1) 学則第26条による退学
- (2) 学則第28条による休学
- (3) 学則第34条による除籍
- (4) 学則第42条に該当する行為があったとき

(給付金の返還)

第10条 給付者は、前条第4号により資格を喪失した場合は、原則として給付額の全額を返還しなければならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学部教授会の議を経て決定する。

(幹事)

第12条 給付者に関する事務は、岐阜教務課が担当する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。